

南港発電所更新計画に係る

事後調査計画書

令和 8 年 6 月

関西電力株式会社

— 目 次 —

1	事業者の氏名及び住所	1
2	対象事業の名称	1
3	対象事業及び環境保全対策の実施予定	1
3.1	対象事業の実施内容及び実施区域の位置	1
3.2	工事計画	2
3.3	環境保全対策の実施内容等	3
4	事後調査の方法	11
4.1	調査項目等	11
4.2	調査内容	12
5	事後調査の結果の記載様式及び結果の検証	14
5.1	調査結果の記載様式	14
5.2	調査結果の検証	14
6	事後調査報告書の提出時期	14

1 事業者の氏名及び住所

事業者の名称：関西電力株式会社

代表者の氏名：取締役代表執行役社長 森 望

主たる事務所の所在地：大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

2 対象事業の名称

南港発電所更新計画

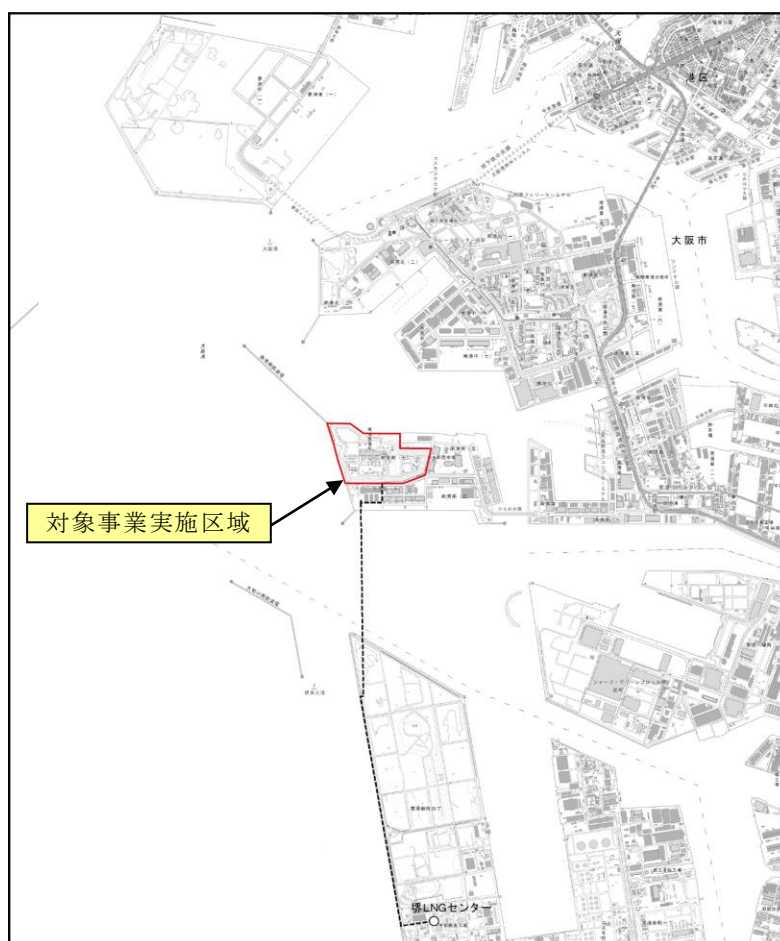
3 対象事業及び環境保全対策の実施予定

3.1 対象事業の実施内容及び実施区域の位置

対象事業の実施内容は表－1に、対象事業の実施区域の位置は図－1に示すとおりである。

表－1 対象事業の実施内容

対象事業実施区域 及びその面積	所在地	大阪府大阪市住之江区南港南七丁目3番8号
	面積	対象事業実施区域 約50万m ²
発電所の原動力の種類	ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)	
発電所の出力	186.3万kW (62.1万kW×3基)	
燃料の種類	天然ガス	



図－1 対象事業の実施区域の位置

3.3 環境保全対策の実施内容等

環境影響を実行可能な範囲で回避・低減するために講じる環境保全対策の内容・方法及び実施主体は、表－２，３に示すとおりである。

(1) 「工事の実施」に係る環境保全対策

表－２ (1) 工事中における環境保全対策 (大気環境)

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 粉じん等	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削範囲を最小限とし掘削土の発生量を低減するとともに、可能な限り掘削土を対象事業実施区域で埋戻し及び盛土に有効活用することにより、残土の発生量を低減し、工事関係車両台数を低減する。 ・ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立及び海上輸送を行うことにより、工事関係車両台数を低減する。 ・既設の取放水設備、排水処理装置等を有効活用することにより、工事量を低減し、工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事工程等の調整により、工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事のピーク時の工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事関係者の通勤は、乗り合い等に努め、工事関係車両台数の低減を図る。 ・低公害車の積極的な利用を図るとともに、急発進、急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等のエコドライブを励行する。 ・土砂等の運搬車両は適正な積載量及び速度により運行するとともに、必要に応じてシート被覆等を行うことにより、粉じん等の飛散防止を図る。 ・工事関係車両の出場時に適宜タイヤ洗浄を行うことにより、粉じん等の飛散防止を図る。 ・阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。 ・工事関係車両の走行ルートを複数ルート設定することにより、交通量の分散を図る。 ・会議等を通じて、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 	事業者
	騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立及び海上輸送をし、工事関係車両台数の低減を図る。 ・既設の取放水設備、排水処理装置等を有効活用することにより、工事量を低減し、工事関係車両台数の低減を図る。 ・掘削範囲を最小限とし掘削土の発生量を低減するとともに、可能な限り対象事業実施区域内にて埋戻し及び盛土に有効利用することにより、残土の発生量を低減し、工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事関係者の通勤は、乗り合い等に努め、工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事工程等の調整により、工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事ピーク時の工事関係車両台数の低減を図る。 ・阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。 ・工事関係車両の走行ルートを複数ルート設定することにより、交通量の分散を図る。 ・急発進、急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等のエコドライブを励行する。 ・会議等を通じ、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 	

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
建設機械の稼働	窒素酸化物 粉じん等	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立及び海上輸送を行うことにより、現地工事を低減し、建設機械稼働台数を低減する。 ・工事工程等の調整により建設機械稼働台数の平準化に努め、建設工事ピーク時の建設機械稼働台数の低減を図る。 ・建設機械は可能な限り排出ガス対策型を採用するとともに、工事規模に合わせて建設機械を適正に配置して効率的に建設機械を稼働する。 ・建設機械停止時のアイドリングストップを励行することにより、排ガスの排出量を低減する。 ・粉じん等の発生の抑制を図るため、必要に応じて散水を行う。 ・適切な点検及び整備により、建設機械の性能維持に努める。 ・会議等を通じて、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 	事業者
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立及び海上輸送を行うことにより、現地での建設機械稼働台数の低減を図る。 ・既設の取放水設備、排水処理装置等を有効活用することにより、工事を低減し、建設機械の稼働台数の低減を図る。 ・工事工程等の調整により建設機械稼働台数の平準化に努め、建設工事ピーク時の建設機械稼働台数の低減を図る。 ・騒音の発生源となる建設機械は、可能な限り低騒音型のものを採用する。 ・基礎杭工事においては、低騒音工法の採用に努める。 ・建設機械を工事状況に合わせて適切に配置し、効率的に使用する。 ・建設機械の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを励行する。 ・会議等を通じ、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 	
	振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立を行い及び海上輸送を行うことにより、現地での建設機械稼働台数の低減を図る。 ・既設の取放水設備、排水処理装置等を有効活用することにより、工事を低減し、建設機械の稼働台数の低減を図る。 ・工事工程等の調整により建設機械稼働台数の平準化に努め、建設工事ピーク時の建設機械稼働台数の低減を図る。 ・振動の発生源となる建設機械は、可能な限り低振動型のものを採用する。 ・基礎杭工事においては、低振動工法の採用に努める。 ・建設機械を工事状況に合わせて適切に配置し、効率的に使用する。 ・建設機械の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを励行する。 ・会議等を通じ、環境保全措置を工事関係者に周知徹底する。 	

表－２（２） 工事中における環境保全対策（水環境）

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
一時的な影響 造成等の施工による	水の濁り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備を既存の敷地に設置することにより、新たな大規模な土地の造成を行わない。 ・ 掘削工事等の工事排水は、仮設排水処理装置にて処理し、下水道へ排出する。 ・ 機器類及び配管系の洗浄排水は、既設総合排水処理装置にて処理し、下水道へ排出する。 ・ 工事中の生活排水は、下水道へ排出する。 ・ 工事範囲の主な雨水排水は、仮設排水処理装置において浮遊物質量（SS）を最大 90mg/L 以下、日間平均 70mg/L 以下に処理し、海域へ排出する。 	事業者

表－２（３） 工事中における環境保全対策（動物、植物、生態系）

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
造成等の施工による一時的な影響	【動物】 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く） 【生態系】 地域を特徴づける生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立とし、現地工事を少なくする工法等を採用することにより、工事量の低減を図る。 ・ 発電所計画地は既存の用地を利用し、陸域の自然地形の改変は行わない。 ・ 設備はコンパクトな配置設計とし、工事範囲は必要最小限とする。 ・ 工事関係者の工事区域外及び緑地等への不要な立入りを禁止する。 ・ 騒音、振動の発生源となる建設機械及び機器は、可能な限り低騒音、低振動型のものを採用する。 ・ 基礎杭工事においては、低騒音工法・低振動工法の採用に努める。 ・ 工事に伴い緑地の一部を改変するが、可能な限り在来種により緑地復旧するとともに、工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)等で定められる緑地面積率を遵守する。 ・ 会議等を通じて、環境保全措置を工事関係者及び発電所関係者へ周知徹底する。 	事業者
	【植物】 重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立とし、現地工事を少なくする工法等を採用することにより、工事量の低減を図る。 ・ 発電所計画地は既存の用地を利用し、陸域の自然地形の改変は行わない。 ・ 設備はコンパクトな配置設計とし、工事範囲は必要最小限とする。 ・ 工事関係者の工事区域外及び緑地等への不要な立入りを禁止する。 ・ 工事に伴い緑地の一部を改変するが、可能な限り在来種により緑地復旧するとともに、工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)等で定められる緑地面積率を遵守する。 ・ 改変区域に生育する重要な種であるキンランについては、専門家の助言に基づき、工事実施前までに工事の実施による影響を受けない適地への移植を行い、種の保全に努める。 ・ 会議等を通じて、環境保全措置を工事関係者及び発電所関係者へ周知徹底する。 	

表－２（４） 工事中における環境保全対策（人と自然との触れ合いの活動の場）

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
工事用資材等の搬出入	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立及び海上輸送をし、工事関係車両台数の低減を図る。 ・既設の取放水設備、排水処理装置等を有効活用することにより、工事量を低減し、工事関係車両台数の低減を図る。 ・掘削範囲を最小限とし掘削土の発生量を低減するとともに、可能な限り対象事業実施区域内にて埋戻し及び盛土に有効利用することにより、残土の発生量を低減し工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事工程等の調整により工事関係車両台数の平準化に努め、建設工事ピーク時の工事関係車両台数の低減を図る。 ・工事関係者の通勤は、乗り合い等に努め、工事関係車両台数の低減を図る。 ・阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。 ・会議等を通じて、環境保全措置を工事関係者へ周知徹底する。 	事業者

表－２（５） 工事中における環境保全対策（廃棄物等）

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
造成等の施工による一時的な影響	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン、蒸気タービン及び排熱回収ボイラー等の大型機器は、可能な限り工場組立とし、現地工事により発生する産業廃棄物の発生量の低減を図る。 ・既設の取放水設備、排水処理装置等を有効活用することにより、工事量を低減し、産業廃棄物の発生量の低減を図る。 ・工事用資材等は、梱包材の簡素化により、産業廃棄物の発生量の低減を図る。 ・建設工事に伴い発生する建設汚泥は、脱水処理等を行うことにより減容化に努める。 ・工事の実施に伴い発生する産業廃棄物は、可能な限り有効利用に努める。 ・有効利用が困難な産業廃棄物については、産業廃棄物処理会社に委託して適正に処分する。 	事業者
	残土	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の取放水設備、排水処理装置等を有効活用することにより、掘削範囲の低減を図る。 ・掘削範囲を必要最小限とし掘削土の発生量を低減するとともに、可能な限り対象事業実施区域内にて埋戻し及び盛土に有効利用することにより、残土の発生量低減を図る。 ・有効利用が困難な残土は、専門の処理会社に委託して適正に処理する。 	

(2) 「土地又は工作物の存在及び供用」に係る環境保全対策

表-3 (1) 供用時における環境保全対策 (大気環境)

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
(排ガス) 施設の稼働	窒素酸化物	<ul style="list-style-type: none"> 最新鋭の低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置を採用し、窒素酸化物の排出濃度及び排出量を低減する。 各設備の適切な運転管理及び維持管理に努め、窒素酸化物の排出濃度及び排出量の抑制を図る。 	事業者
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> 騒音の発生源となる機器は、可能な限り低騒音型の機器を採用する。 騒音の発生源となる機器は、可能な限り建屋内に収納するとともに、必要に応じて防音カバーの取り付け、防音壁の設置等の防音対策を実施する。 	
(機械等の稼働)	振動	<ul style="list-style-type: none"> 振動の発生源となる機器は、可能な限り低振動型の機器を採用する。 振動の発生源となる機器は、基礎を強固にし、振動の伝搬を低減する。 	事業者
	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 粉じん等	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検工程等の調整により、発電所関係車両台数の平準化に努め、ピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る。 発電所関係者の通勤は、乗り合い等に努め、発電所関係車両台数の低減を図る。 低公害車の積極的な利用を図るとともに、急発進、急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等のエコドライブを励行する。 阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。 発電所関係車両の走行ルートを複数ルート設定することにより、交通量の分散を図る。 会議等を通じて、環境保全措置を発電所関係者に周知徹底する。 	
資材等の搬出入	騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> 発電所関係者の通勤は、乗り合い等に努め、発電所関係車両台数の低減を図る。 定期点検工程等の調整により、発電所関係車両台数の平準化に努め、ピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る。 阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。 急発進、急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等のエコドライブを励行する。 会議等を通じて、環境保全措置を発電所関係者へ周知徹底する。 	事業者

表-3 (2) 供用時における環境保全対策 (水環境)

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
(温排水) 施設の稼働	水温	<ul style="list-style-type: none"> 復水器の冷却水量を、現状の 79.2m³/s から 39.6m³/s に低減する。 復水器冷却水の取放水温度差は、現状と同じ 7℃以下とする。 取水方式は現状と同様に、低温な海水を取水できる深層取水とする。 	事業者
	流向及び流速	<ul style="list-style-type: none"> 復水器の冷却水量を、現状の 79.2m³/s から 39.6m³/s とし、放水流速を低減する。 	

表-3 (3) 供用時における環境保全対策（動物、植物、生態系）

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
地形の改変及び施設の存在	<p>【動物】 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く）</p> <p>【生態系】 地域を特徴づける生態系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴い緑地の一部を改変するが、可能な限り在来種により緑地復旧するとともに、工場立地法(昭和34年法律第24号)等で定められる緑地面積率を遵守する。 ・ 会議等を通じて、環境保全措置を工事関係者及び発電所関係者へ周知徹底する。 	事業者
	<p>【植物】 重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴い緑地の一部を改変するが、可能な限り在来種により緑地復旧するとともに、工場立地法(昭和34年法律第24号)等で定められる緑地面積率を遵守する。 ・ 会議等を通じて、環境保全措置を工事関係者及び発電所関係者へ周知徹底する。 	
(温排水) 施設の稼働	<p>海域に生息する動物</p> <p>海域に生育する植物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復水器の冷却水量を、現状の79.2m³/sから39.6m³/sに低減する。 ・ 復水器冷却水の取放水温度差は、現状と同じ7℃以下とする。 ・ 取水方式は現状と同様に、低温な海水を取水できる深層取水とする。 ・ 補機冷却水系への海生生物付着を防止のため、現状と同様に海水を電気分解し生成した次亜塩素酸ソーダの注入を行うが、放水口で残留塩素が検出されないよう管理する。 	

表－３（４） 供用時における環境保全対策（景観）

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
地形の改変及び施設の存在	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要設備の色彩については、「大阪市景観計画」（大阪市、令和6年）の景観形成基準に準拠し、ベースカラーは自然や原風景の葦原との一体的調和に配慮された関西らしい明るい空間色である黄色みにシフトしたベージュ系色、アクセントカラーは海・空・六甲山等の山並み・淡路島の島並み等、大阪湾の景観の特徴に呼応し、既設設備と同色である青緑系色を選定することで、周辺環境との調和を図る。 ・ 設備はコンパクトな配置設計とし、設備の視認範囲の低減を図る。 ・ 工事に伴い緑地の一部は改変するものの、可能な限り緑地復旧を行い、周辺からの眺望景観に配慮する。 	事業者

表－３（５） 供用時における環境保全対策（人と自然との触れ合いの活動の場）

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
資材等の搬出入	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検工程等の調整により発電所関係車両台数の平準化に努め、ピーク時の発電所関係車両台数の低減を図る。 ・ 発電所関係者の通勤は、乗り合い等に努め、発電所関係車両台数の低減を図る。 ・ 阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道等の交通量を低減するとともに、朝夕の渋滞時間を極力避けることで平準化を図る。 ・ 会議等を通じて、環境保全措置を発電所関係者へ周知徹底する。 	事業者

表－３（６） 供用時における環境保全対策（廃棄物等）

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
廃棄物の発生	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材等は、梱包材の簡素化により、産業廃棄物の発生量の低減を図る。 ・ 発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物は、可能な限り有効利用に努める。 ・ 有効利用が困難な産業廃棄物については、産業廃棄物処理会社に委託して適正に処分する。 	事業者

表－3（7） 供用時における環境保全対策（温室効果ガス等）

影響要因	環境要素	環境保全対策の内容・方法	実施主体
施設の稼働（排ガス）	二酸化炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電用燃料は、現状と同様に、他の化石燃料に比べて二酸化炭素の排出量が少ないLNGを使用する。 ・ 「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（経済産業省・環境省、平成25年）の利用可能な最良の発電技術である1,650℃級ガスタービンを用いた最新鋭の高効率コンバインドサイクル方式「発電端熱効率約63%（低位発熱量基準）」を採用する。 ・ 発電設備の適切な維持管理及び運転管理を行うことにより、発電効率の維持に努めるとともに、発電所内の省エネルギー化により、所内電力量の低減に努める。 ・ 「省エネ法」に基づく電力供給業に係るベンチマーク指標について、2030年度に向けて引き続き達成するよう努める。 ・ 電力業界の自主的枠組みに参加する小売電気事業者に電力を供給する等供給先を検討し、確実に温室効果ガス排出削減に取り組む。 	事業者

4 事後調査の方法

4.1 調査項目等

事後調査の対象とする調査項目等は、「南港発電所設備更新に係る環境影響評価書」（関西電力株式会社、令和8年6月）の「環境保全措置に係る環境監視計画」に基づき、表-4に示すとおりとする。

表-4 事後調査の調査項目等

区分	環境要素	調査項目	実施内容	
工事中	大気質	工事関係車両の運行状況 ・構内入構台数及びルート別台数	工事関係車両の台数を把握する。	
	騒音・振動	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	建設機械の稼働に伴う敷地境界の騒音・振動レベルを把握する。	
	水質	工事排水水質 ・浮遊物質量（SS）	海域に排出する仮設排水処理装置出口の浮遊物質量を適宜測定する。なお、浮遊物質量は、濁度との関係を把握し、濁度にて監視する。	
	植物	キンラン生育状況	移植後4年程度の期間、生育状況を適宜確認する。	
	産業廃棄物	・種類 ・発生量 ・有効利用量 ・有効利用方法 ・処分量 ・処分方法	工事に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等を把握する。	
供用時	大気質	・窒素酸化物排出濃度 ・窒素酸化物排出量	煙突入口に連続測定装置を設置して常時監視する。	
	騒音・振動	施設の稼働に伴う騒音・振動	発電所敷地境界の騒音・振動レベルを把握する。	
	水質	温排水	復水器出入口冷却水温度	復水器出入口において冷却水温度を連続測定する。
	産業廃棄物	・種類 ・発生量 ・有効利用量 ・有効利用方法 ・処分量 ・処分方法	発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等を把握する。	

4.2 調査内容

事後調査の調査項目、調査地点、調査期間及び頻度、並びに調査方法は、表－５に示すとおりである。

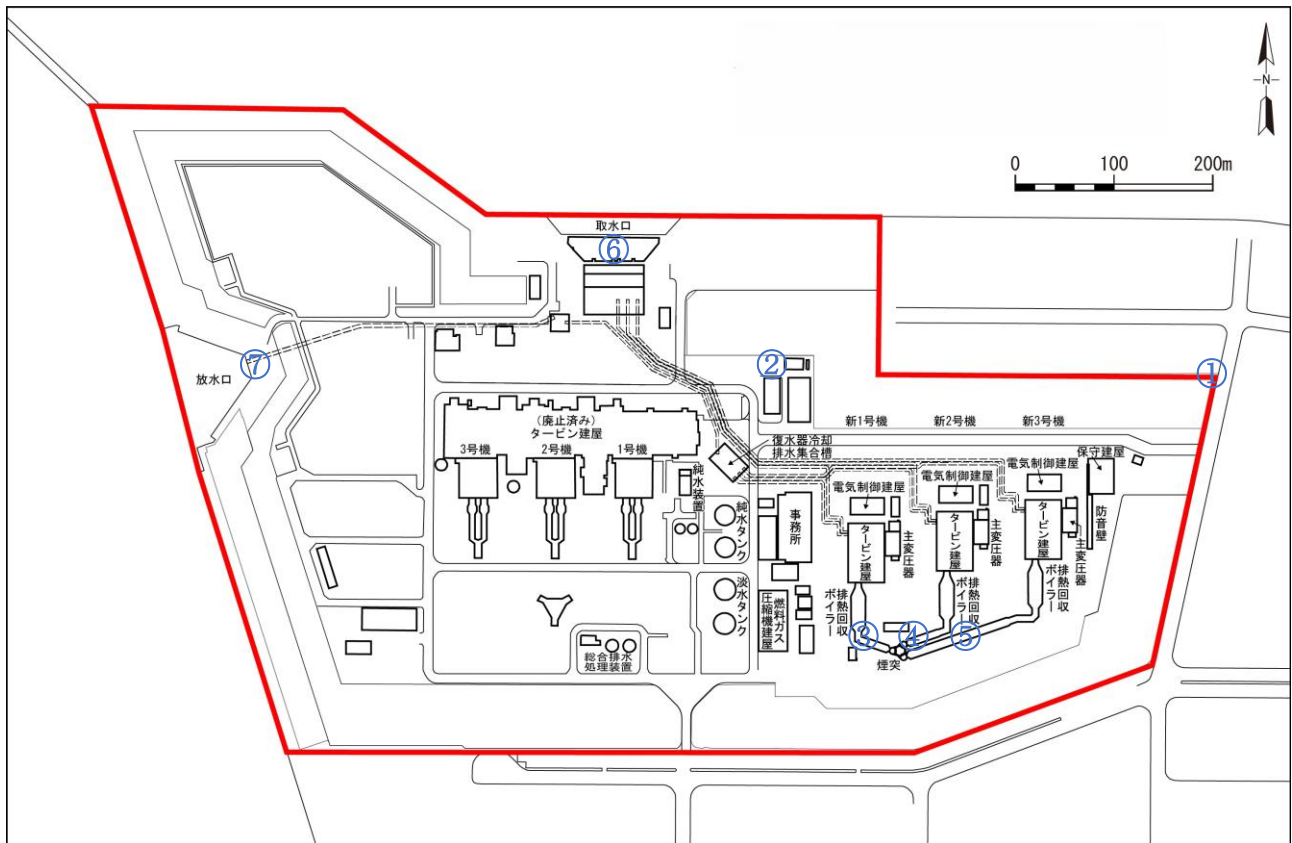
表－５（１） 工事中における事後調査内容

	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度	調査方法
大気質・騒音・振動	工事関係車両の運行状況 ・構内入構台数及びルート別台数	—	【時期】 工事期間中 【頻度】 工事着工後３年間：１回/月 上記以降：１回/３ヶ月	工事関係者の日報等を集計し、構内入構台数が最大となる日の集計値を報告
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	・近傍住居等に最も近い敷地境界１地点 (図－３の①)	【時期】 工事期間中 【頻度】 騒音・振動 各１回 (騒音：工事開始後２１ヶ月目) 振動：工事開始後１２ヶ月目)	工事期間中において建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルが最大となる時期に測定
水質	工事排水水質 ・浮遊物質量(SS)	・海域に排出する仮設排水処理装置出口 (図－３の②)	【時期】 工事期間中 【頻度】 工事排水時(連続)	仮設排水処理装置に付属する測定計器による測定 (注)
植物	キンラン生育状況	・キンラン移植場所	【時期】 工事期間中の生育期 (４～１０月) 【頻度】 ３回/年 (春季・夏季・秋季)	目視による生育状況の確認
産業廃棄物	・種類 ・発生量 ・有効利用量 ・有効利用方法 ・処分量 ・処分方法	—	【時期】 工事期間中 【頻度】 １回/年	廃棄物の発生、処理実績を記載した記録台帳を元に集計

注：浮遊物質量(SS)については、浮遊物質量と濁度との相関を求め、測定した濁度を浮遊物質量に換算する。

表－５（２） 供用時における事後調査内容

	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度	調査方法
大気質	・窒素酸化物排出濃度	・各ユニットの煙突入口 (図－３の③～⑤)	【時期】 １号機運転開始～３号機初回定期点検完了まで 【頻度】 連続	自動連続測定器による測定
	・窒素酸化物排出量			窒素酸化物排出濃度、残存酸素濃度等より算出
騒音・振動	施設の稼働に伴う騒音・振動	・近傍住居等に最も近い敷地境界１地点 (図－３の①)	【時期】 １～３号機運転開始後 【頻度】 １回(昼間３台運転時)	供用時において騒音・振動レベルを測定
水質	温排水 ・復水器出入口冷却水温度	・復水器出入口 (図－３の⑥、⑦)	【時期】 １号機運転開始～３号機初回定期点検完了まで 【頻度】 連続	自動連続測定器による測定
産業廃棄物	・種類 ・発生量 ・有効利用量 ・有効利用方法 ・処分量 ・処分方法	—	【時期】 １号機運転開始～３号機初回定期点検完了まで 【頻度】 １回/年	廃棄物の発生、処理実績を記載した記録台帳を元に集計



- 事後調査の場所**
(工事中)
- ① : 騒音・振動 (敷地境界 1 地点)
 - ② : 工事排水水質 (No. 2 仮設排水処理装置出口)
- (供用時)**
- ① : 騒音・振動 (敷地境界 1 地点)
 - ③~⑤ : 窒素酸化物排出濃度、排出量 (各ユニットの煙突入口)
 - ⑥、⑦ : 復水器出入口冷却水温度

図-3 事後調査の調査地点

5 事後調査の結果の記載様式及び結果の検証

5.1 調査結果の記載様式

工事中及び供用時の事後調査の結果をとりまとめる際のデータの記載様式は、表－6～14に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

5.2 調査結果の検証

事後調査結果の検証は、調査結果を予測の結果（計画値含む）又は「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針（大阪府）」に記載されている評価の指針と比較検討して行う。

また、必要に応じて事業の実施に伴う影響の程度や環境保全上の支障の有無について評価を行うこととする。

6 事後調査報告書の提出時期

事後調査の報告書提出時期は、表－15に示すとおり定期的に提出する。

表－15 事後調査の実施期間及び事後調査報告書の提出頻度（予定）

報告項目		年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031～	
			工程						
報告書提出頻度		準備工事着工	本格工事着工				1号機運転開始	2号機運転開始	3号機初回定検完了
工事中	工事関係車両の運行状況	毎月	■						
		1回/3ヶ月				■			
	騒音・振動	各1回		■	■				
	工事排水水質	毎月	■						
	キンラン生育状況	毎年	■						
産業廃棄物	毎年	■							
供用時	窒素酸化物の排出状況	毎月					■		
	騒音・振動	1回						■	
	水質	復水器出入口温度差	毎月					■	
			毎年					■	

注：報告時期については、報告書の提出頻度が「毎月」及び「1回／3ヶ月」の調査は原則として翌月末までに報告することとし、それ以外については、結果がまとまり次第報告する。